

2017 年度事業報告

2017 年最大のトピックは、JASRAC、RIAJ、FMPJ、MPA の 4 団体で「フィンガープリントプロジェクト連絡会」を立ち上げたことである。イギリスのサウンドマウス社のフィンガープリント技術を使用して、海外の放送番組における邦楽曲の使用実績の把握と、国内放送における楽曲の使用実績報告の精度向上を図ることを目的とした実証プロジェクトで、時代の流れに即した的確な著作権管理ができるよう、業界一丸となって取り組んでいる。

また、RIAJ との間で、貸与報酬に係る分配協議を行っており、新たな分配方法の導入を目指して交渉を継続している。

さらに、著作権法改正に関する動向については、アメリカの TPP 協定離脱により、著作物、実演等の保護期間延長を含む著作権法改正を含む関連法案の発効が不能となった。その事態を受け、アメリカを除く TPP 参加 11 か国は 2017 年 11 月に TPP11 協定を締結することで大筋合意した。これにより、著作権関連では、配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与等が発行されることになった。

一方、2017 年 12 月に政府は EU と著作物の保護期間延長を著作物の死後 70 年に延長する条項を含む経済連携協定 (EPA) 交渉を妥結した。こうした状況を受け、政府は著作物、実演等の保護期間を先進国に合わせる著作権法改正法案について、法案単体での発行を目指すこととし、2019 年改正法施行に向けて MPA も積極的に支援を行った。すでに、5 月の衆議院本会議において賛成多数で可決され、参議院でも今国会中に可決される見込みである。(2018 年 6 月 29 日、参議院本会議で可決成立)

<主要事業>

I 著作権思想の普及振興に関する事業

私的録音録画補償金制度の見直し及び適正な対価還元のため設置された文化審議会著作権分科会の「著作物等の適正な保護と利用・流通に関する小委員会」の報告書で、私的録音から対価還元の具体的な議論を行う必要性が明記された。新たなビジネスモデルに適した私的録音録画補償金制度のあり方について、音楽出版社の立場から検討を行った。

II 音楽出版事業振興に関する事業

音楽著作権管理者養成講座をはじめ、ビジネス・セミナー、音楽配信をテーマとした勉強会、関西地区著作権講座などを開催、いずれも多数の参加者を集めた。また、海外市場への展開として、MIDEM への JAPAN STAND 出展、TIMM でのセミナー開催に加え、新たなアプローチとして MaMA の視察を行った。

III 著作隣接権使用料等の受領及び分配に関する事業

RIAJ から著作隣接権等使用料を受領し、MPA 会員社へ再分配を行った。また、原盤届オンラインシステムの老朽化に伴い、システムの再構築と、NexTone のデータを使用した分配が行えるよう、分配計算システムの改修に着手した。

IV 音楽出版事業に関する調査、研究及び資料の収集

透明性のある著作権使用料の徴収・分配のため、原盤に係るメタ情報 (ISRC や ISWC) の重要性を鑑み、RIAJ やレコード製作者との連携を強化して、精度の向上を図るための研究を行った。

V 音楽の著作物の創作活動に対する助成及び顕彰

「MPA 賞」の表彰基準を変更し、JASRAC、NexTone それぞれの著作権等管理事業者ごとに「スタンダード・ソング賞」「ヒット・ソング賞」を贈賞した。

VI 国内及び国外の著作権等関係団体との協力

JASRAC、PROMIC、CRIC 等関係団体の活動に協力した。国外では、ICMP に参加し、音楽出版ビジネスの国際動向について情報交換を行った。また、3 月には、ICMP から渡邊美佐名誉顧問が世界の音楽出版業界への顕著な功績を称える「ICMP Ralph Peer II 賞 2018」を受賞した。

VII 音楽出版事業に関する契約書式並びに機関紙その他刊行物の発行及び電子的方法による公表

音楽著作権管理者養成講座テキストの全面改訂を実施した。

VIII 会員の福祉に関する事業

各種競技会や年末懇親会を実施し、いずれも過去最高の人数が参加した。

IX その他この法人の目的を達成するために必要な事業

任期満了に伴う役員改選のため、正会員代表者役員候補者選挙を実施、理事候補 18 名、監事候補 3 名を決定した。